

明石市財政健全化推進市民会議条例の制定について（案）

1 設置の目的

財政健全化等の取り組みについて、市民参画のもとに検討するため、学識経験者、市民、関係団体の代表等で構成する明石市財政健全化推進市民会議を設置する。

2 条例の概要

(1) 所掌事務

市民会議は、下記の事項のうち、市長により諮問されたものについて、調査審議する。

- ① 財政健全化にかかる計画等に関すること。
- ② 事務事業の見直しに関すること。
- ③ 施設配置の適正化に関すること。
- ④ 受益者負担の適正化に関すること。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 組織

市民会議は、会長、副会長1人及び委員10人以内をもって組織する。

会長及び副会長は学識経験を有する者から、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ① 関係機関及び関係団体の代表者
- ② 公募による市民
- ③ その他市長が特に必要と認める者

※ただし、設置当初は以下の10名体制を予定している。

- | | |
|----------|-------------|
| ・学識経験者 | 2名（会長及び副会長） |
| ・関係団体等代表 | 4名 |
| ・公募市民 | 4名 |

(3) 委員の任期

2年。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間。

3 施行時期

平成26年4月1日